

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県秦野市平沢260番地

氏 名 秦野金属株式会社

（法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名） 代表取締役 金岡 昭吉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 30年 1月 22日  
(初回許可年月日 平成 8年 1月 22日)  
許可の有効年月日 平成 37年 1月 21日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（溶融・固化、選別・破碎、破碎）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 溶融・固化に係るもの

廃プラスチック類（※1）

イ 選別・破碎に係るもの

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

ウ 破碎に係るもの

廃プラスチック類（※2）、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・

陶磁器くず（※2）

※1 再生利用可能な廃発泡スチロールに限る

※2 ランプ類に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(注) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり。

## 3. 許可の条件

溶融・固化処理は、排出事業場敷地に限る。

## 4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年 6月19日 変更許可（ランプ類の破碎処分のための破碎機の追加）

平成30年 1月22日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無



神奈川県

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 第3工場

神奈川県秦野市平沢字中原233番1 (面積698m<sup>2</sup>)

#### ア 保管施設

##### (ア) 受入物保管施設

・混合廃棄物 (廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)  
保管面積 64.0m<sup>2</sup> 最大保管量128.0m<sup>3</sup>

##### (イ) 手分解後保管施設

・廃プラスチック類 (鉄箱3個) 保管面積 6.0m<sup>2</sup> 最大保管量 4.5m<sup>3</sup>  
・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (フレコン1個)  
保管面積 1.0m<sup>2</sup> 最大保管量 1.0m<sup>3</sup>  
・金属くず (鉄箱4個、パルティナ6個) 保管面積 15.2m<sup>2</sup> 最大保管量 12.6m<sup>3</sup>  
・金属くず (コンテナ1台) 保管面積 6.8m<sup>2</sup> 最大保管量 8.0m<sup>3</sup>

### (2) 第4工場

神奈川県秦野市平沢字南中原264番7外5筆 (面積2,125.12m<sup>2</sup>)

#### ア 選別・破碎施設

設置年月日 平成10年6月19日 (平成22年6月14日移設)

##### 処理能力

・廃プラスチック類 4.24t/日 (8時間)  
・木くず 3.76t/日 (8時間)  
・金属くず 7.20t/日 (8時間)  
・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 6.08t/日 (8時間)  
・がれき類 4.72t/日 (8時間)

#### イ 廃プラスチック類の溶融・固化施設 (移動式 (中間処分を行う場所は排出事業者の敷地内))

設置年月日 平成8年1月22日

##### 処理能力

・廃プラスチック類 (再生利用可能な廃発泡スチロールに限る) 0.96t/日 (8時間)

#### ウ 破碎施設

設置年月日 平成30年6月19日

##### 処理能力

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (ランプ類に限る)  
4.08t/日 (8時間)

#### エ 保管施設

##### (ア) 受入物保管施設

・廃プラスチック類Ⅰ 保管面積 10.4m<sup>2</sup> 最大保管量 17.8m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類Ⅱ 保管面積 18.6m<sup>2</sup> 最大保管量 34.8m<sup>3</sup>  
・木くず 保管面積 10.5m<sup>2</sup> 最大保管量 18.0m<sup>3</sup>  
・混合廃棄物 保管面積 18.8m<sup>2</sup> 最大保管量 35.2m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (水銀使用製品  
産業廃棄物) 保管面積 2m<sup>2</sup> 最大保管量 2m<sup>3</sup>

##### (イ) 処理後物保管施設

・廃プラスチック類又は木くず (コンテナ1台) 保管面積 6.8m<sup>2</sup> 最大保管量 10.0m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類1 (鉄箱1個) 保管面積 2.0m<sup>2</sup> 最大保管量 1.5m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類2 (鉄箱2個) 保管面積 2.0m<sup>2</sup> 最大保管量 3.0m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類3 (溶融ブロック) 保管面積 1.3m<sup>2</sup> 最大保管量 1.3m<sup>3</sup>  
・金属くず1 (鉄箱3個) 保管面積 6.0m<sup>2</sup> 最大保管量 4.5m<sup>3</sup>  
・金属くず2 (鉄箱2個) 保管面積 2.0m<sup>2</sup> 最大保管量 3.0m<sup>3</sup>  
・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (ドラム缶5個)  
保管面積 3.0m<sup>2</sup> 最大保管量 1.0m<sup>3</sup>  
・がれき類又は混合廃棄物 (コンテナ2台) 保管面積 13.6m<sup>2</sup> 最大保管量 16.0m<sup>3</sup>  
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (水銀使用製品  
産業廃棄物) (ドラム缶5缶) 保管面積 2m<sup>2</sup> 最大保管量 1m<sup>3</sup>